

令和8年度 第5回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和8年6月29日（月）13時30分～15時13分
開催場所	横浜市役所18階 なみき9・10・11・12会議室
出席委員	奥委員（会長）、中西委員（副会長）、稲森委員、大島委員、菊本委員、酒井委員、田中修三委員、藤井委員、藤倉委員、山口委員、横田委員
欠席委員	稲垣委員、上野委員、片谷委員、田中伸治委員
開催形態	公開（傍聴者 0人）
議 題	1 家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画 第2分類事業判定届出書について 2 （仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について 3 （仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書について
決定事項	令和8年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事 1 令和8年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。 2 議題 （1）家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画 第2分類事業判定届出書について ア 答申（案）について事務局が説明した。 その中で、第4回環境影響評価審査会後に片谷委員から送付された意見を紹介した。 【事務局】 本日御欠席の片谷委員より御意見をいただいておりますので、代読させていただきます。 計画区域が学校に隣接しており、周辺に住宅もあるため、臭気について細心の注意を払ってください。併せて、運搬トラックの騒音についても配慮してください。 この御意見に対する補足説明は不要で、答申の附帯意見としても記載は不要とのことです。 イ 質疑 【奥会長】 それではただいまの説明について、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。 結論としては、前回皆様に御審議いただいて、ただいま事務局から説明があったとおりの方向になったかと思います。 事業者への様々な御意見、御指摘については、この審議の過程で事業者には伝わっていることと思います。それから、片谷委員からも本日追加で御意見がありましたので、そちらは事業者に改めて（事務局から）お伝えください。 それでは、修正はないということで、こちらで答申を確定させていただきたいと思いますがよろしいですか。 【委員一同】 （賛同の様子） 【奥会長】 ありがとうございます。こちらで答申を確定させていただきます。	

(2) (仮称) 横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

第3回環境影響評価審査会後に酒井委員から送付された意見を紹介した。

【事務局】 (指摘事項等一覧の) 2 ページ目の事業計画のA-1-13になります。

前回(第3回)の審査会を御欠席された酒井委員から、「環境影響評価方法書に対する意見書の内容及び事業者の見解」に対して御意見をいただきました。

御意見の内容ですが、「空飛ぶクルマに関連して多くの懸念が市民から寄せられており、中には高い説得力を持ち全面的に同意できる意見も含まれています。事業者には環境アセス手続きの中で対応できる範囲において真摯に御対応いただければと思います。」となります。

こちらにつきましては、事業者から「本件につきましては、市民の皆さまから、空飛ぶクルマの技術の成熟度、騒音や安全性等に関し、さまざまな懸念が寄せられております。これらの点につきまして、事業者として重要な論点であると真摯に受け止め、十分に配慮すべきご意見であると認識しております。今後につきましては、具体的な事業計画について、事業者として引き続き真摯に検討を進めてまいるとともに、いただいたご意見を踏まえつつ、空飛ぶクルマの計画について、今後国により示される制度・整備指針等の内容や機体の開発動向を注視しながら、実現可能性も含めて慎重に検討してまいります。」との回答がありました。

酒井委員に事前に御確認いただきまして、事業者からの追加の説明は不要との回答をいただいております。

イ 質疑

特になし

ウ 検討事項一覧について事務局が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

藤井委員どうぞ。

【藤井委員】 ありがとうございます。

秋季における鳥類の調査について、ここで「渡りの時期を考慮した調査時期及び回数」という書き方がしてあるのですが、これだと伝わりにくいかもしれないので、「種によって渡りの時期が異なることを考慮した調査時期及び回数」という書きの方が良いのではないかと思います。

【奥会長】 どの箇所になりますか。何ページ目ですか。

【藤井委員】 3 ページ目です。

【奥会長】 3 ページ目の3 つ目の項目ですね。

【藤井委員】 「種によって渡りの時期が異なることを考慮して、調査時期及び回数を設定する」という書きの方が伝わると思いました。

【奥会長】 分かりました。では、事務局にて、ただいまの御意見を踏まえて修正

していただいて、答申案にもそのように反映していただくということでよろしいでしょうか。

【事務局】 承知いたしました。2行目のところに追記する形で修正させていただきます。ありがとうございます。

【奥会長】 藤井委員、他にございますか。

【藤井委員】 以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。これまで出させていただきました、御意見、御指摘は踏まえられておりますでしょうか。

よろしければ、私から、1ページ目の事業計画の上から2つ目なのですけれども、「空飛ぶクルマの離着陸場の計画については、市民等から高い関心が寄せられている」と書いてありますが、もう少し、どちらかというとネガティブな御意見が多く寄せられているというニュアンスが出た方がよろしいかと思います。「市民等から多くの意見や懸念が寄せられている」とか、そういった表現にさせていただいた方がよろしいかと思いました。

【事務局】 承知いたしました。2段目の2行目のところですね。

【奥会長】 「多くの意見や懸念が寄せられていることを踏まえ」です。

【事務局】 承知いたしました。そのように修正させていただきます。

【奥会長】 お願いいたします。

他はいかがですか。皆様の御意見は網羅されておりますか。手を挙げている方がいらっしゃらないようですので、他に御意見がないようでしたら、事務局の方で、本日御欠席の委員の方に「検討事項一覧」に対して御意見の有無を確認していただいて、それらも踏まえて、次回答申案を準備していただくようお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 ありがとうございます。では、本件に関する審議はこれで終了となります。

(3) (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいま御説明がありました補足資料について、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

補足資料の16については、山口委員が出された御意見に対しての補足説明ですが、まず山口委員から何かございますか。

【山口委員】 御説明ありがとうございました。

項目に加えていただいたというところで、算定も、何の競技に使われるのかという細かいところまで出ていたので、そのあたりは今の段階のものとして十分ではないかと思っています。

一方で、補足資料の23ページの(表16-4(2))事後調査項目(を選定した理由・選定しない理由(供用時))のところなのですが、十分

な保全のための措置を行うため、選定から外しているということになっています。考え方として、この2つ前の21ページの表6.1.23(3)「環境の保全のための措置」の下から2番目に、「機器・設備等の導入後は、」ということで、エネルギー使用量の把握や分析をされていて、それを確認しながら運用改善に繋げるという記載もあります。(表16-4(2)の)選定しない理由のところは、そのようなものやっているので、事後調査としての項目には入れないとするのか、そのようなものやっているので、事後調査が可能として項目に入れるのかというところかと思ったのですが、いかがでしょうか。

何となく、「事前にやっているのでその後のことはやらなくても大丈夫です」と読めるのですが、実際にはエネルギー消費を把握して運用改善に繋げていくという考え方のもとに、計画として保全措置を考えられていると思いますので、それを反映させた形で事後調査するのか、若しくは、そういうことを健全にやっているということ（選定しない）理由にした方が良いのかと思いました。考え方を教えていただければと思います。

【奥会長】 それでは、ただいまの御意見、御質問に対しての御回答をお願いいたします。

【事業者】 コンサルから、説明させていただきます。

選定しない理由としておりますのは、記載のとおり他の項目と同様に、排出量を抑制できるということを考えていたところですが、今御指摘いただいたのが、この機器・設備等の導入と、しっかり定期的にメンテナンスをして、機能の維持に努めるから問題ないということは、フォローを含めて環境の保全のための措置を行うということも前提としてあるのかと考えております。御指摘いただいたとおり、そのようなことを行うので問題ないと思うのか、やっているということを踏まえて、確実にやっているかということ（事後調査として確認する）のかというところにつきましては、一度検討をさせていただければと思っております。

【山口委員】 実際には、エネルギー使用量の把握・分析はされることかと思えます。そこからCO₂排出量は出てくると思いますが、施設運用の（際に）実際にこのようなものが入っていきますと決まった後に、今予測されているものから変更も出てくると思えます。不確実性が小さいものかと思うのですが、どちらにしても出てくる数字であれば、確認は取れるのかと思いました。御検討いただければということであれば、それをお願いいたします。

以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

(23ページの表16-4(2))事後調査(項目を選定した理由・選定しない理由(供用時))のところを、今は「×」にしていますが、そこを「○」にして、今出していただいている(21ページの表6.1.23(3))の下から2つ目の内容を書いていただくのか、「×」にするにしてもこういうことをやるので「×」ですと御説明していただくのかいずれかということですね。

どちらにするのかは事業者の方で御検討していただいて、後日、その結果を教えていただければと思います。

山口委員よろしいでしょうか。

- 【山口委員】 ありがとうございます。
- 【奥会長】 補足資料の16につきまして、他の委員は何かございますか。大丈夫でしょうか。よろしければ、補足資料の17から23にかけては、こちら藤倉委員からの御意見や御指摘に対しての補足説明ですね。
- では藤倉委員よろしくをお願いします。
- 【藤倉委員】 まず補足資料17につきまして、御説明ありがとうございました。メッシュは大きいのですが、大体の状況は分かりました。今日の補足資料17の24ページのところに、「図17-1と17-2は、(評価書の)資料編に調査結果を取りまとめた資料として記載します」ということですので、これを追加していただくと理解をいたしまして、これで良いかと思えます。補足資料17は、図を(評価書の)資料編に載せていただくということで結構です。
- 次に補足資料18と補足資料19で、排水口と(産業廃棄物最終)処分場跡地の水質などについてです。結論としては、排水口の西側については大体どのように水が流れているか場所が分かるけれど、南側はよく分からないということなのですが、水質の上流と下流の状況を見ると恐らく問題はないだろう、いじらないで現状維持のままであれば問題は起こっていないだろうということが分かります。
- 補足資料19の答えで、33ページの一番下のところに、「図19-1の内容は準備書の6.6-5ページの図6.6.1に反映します」と書いていただいています。これは確認なのですが、今日の補足資料19の34ページの図19-1(調査地点と透水管位置)を準備書の6.6-5ページに追加するということは、排水管や透水管の位置などを補足資料19の図19-1に差し替えるという理解でよろしいか、確認の質問をさせていただきます。
- 【奥会長】 お答えいただけますか。
- 【事業者】 委員のおっしゃる通り、差し替えるという形で結構でございます。
- 【藤倉委員】 分かりました。ありがとうございます。
- それと、この補足資料18と補足資料19について、恐らく工事をしてみないと分からないところもあります。今日の補足資料18の29ページの事業者の見解のところで、「現地で排水口の存在が確認されていませんが、資源循環局などと協議の上調査します」ということなのですが、実際に整備をするときに、先ほどの切土もそうですが、状況をよく調査して確認していただくときに、工事中にしっかりモニタリングをするとか、何か問題が起こったら問題がないように対応するということが、環境保全措置などに書かれているのでしょうか。それを教えていただきたいです。
- 【奥会長】 お答えをお願いします。
- 【藤倉委員】 例えば、モニタリングをしっかりするとか、異常があったらしっかり対応をするとか、廃棄物のところなのか、水質のところなのかということはあるのですが。
- 【事業者】 少しお待ちいただけますか。
- 【藤倉委員】 (準備書6.6-37ページ)表6.6.20ですか、水質のところですか。
- 【事業者】 今の件につきまして、準備書の6.6-2ページ(建設行為等に伴う河川の水質及び底質、地下水の水質、湧水の水質への影響(2))のところに、こちらの環境の保全のための措置というところで、「適切な地点を選定し

て、水質・底質のモニタリング調査を実施していきます」ということを記載させていただいていますので、こちらで対応の想定をしている認識でございます。

【藤倉委員】 分かりました。そうしましたら、(産業廃棄物) 最終処分場跡地からの浸出水も考慮しながら、モニタリングを適正に実施していただくということで、口頭でその旨をお約束いただければそれで結構です。

【事業者】 承知しました。

【藤倉委員】 ありがとうございます。
次に補足資料 20 でよろしいでしょうか。

【奥会長】 どうぞ。

【藤倉委員】 補足資料 20 は、盛土や重機の走行で水みちが変わったり、地中で管が破損したりしないかということで、これは現在の時点での答えはなかなか難しいと理解いたしました。これについても必要な対策を講じていくことや、もちろん廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)はそうなのですけど、「(最終処分場跡地形質変更に係る施行) ガイドラインなどに準拠して実施します」とあるのですが、この見解の内容が準備書の環境保全措置に書かれているのでしょうか。あれば教えてください。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 産業廃棄物最終処分場跡地について記載していますとおり、これらの対応について、今後事業を行うにあたっては、「横浜市最終処分場跡地利用に係る指導要綱」に基づくということです。

【事業者】 補足を私の方でさせていただきます。準備書の 6.10-15 ページ地盤のところですけども、こちらにつきましては(表 6.10.7 環境保全目標(地盤)の)工事中のところで、「建設行為等に伴う地盤沈下を極力生じさせないこと」ということで、廃棄物最終処分場跡地の地盤に影響を及ぼすことを考慮して、地盤沈下を極力生じないという形で工事を実施していきます、ということを保全目標として掲げておりますので、これに基づいてしっかりモニタリングをしながら、現場は作っていかうかと思っております。

【藤倉委員】 地盤沈下は、事業場内ではなく周りに対して言っているのではないですか。

【事業者】 これは工事中に、墓園も公園もそうですけれども、(廃棄物最終) 処分場の跡地の部分で、工事をする影響に対する保全の目標というふうに掲げております。

【藤倉委員】 (準備書) 6.10-1 ページに書いてありますけれど、一般論として、環境影響評価項目としての地盤は、周辺地盤への影響ということを目標にしていらっしゃるのではないですか。

事業場内の地盤の変動に伴う最終処分場跡地の、例えば「水みちの変化や排水管が壊れるとかに対して、今は予測できないけれどしっかり注意しながらやります」ということがどこに書いてありますかということです。地盤沈下は少し違うのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

そこで読むのだということであれば、もう少し分かるように書いていただいた方がいいと思っております。

【奥会長】 事業者の方、お答えをすぐにできますか。

時間がかかるようでしたら、一通り藤倉委員から御指摘や御意見をいただいて、その上でまた次回以降に向けて事業者の方から回答を御準備いただくということでもよろしいかと思います。

【事 業 者】 明確にお答えできないかもしれないので、少しお時間をいただいてすみません。

【奥 会 長】 分かりました。では藤倉委員、続けてお願いいたします。

【藤倉委員】 次に補足資料 21 です。切土する汚染土壌について、こちらはかなり明確に分量を出していただいています。今日の補足資料の 38 ページにある表 (6.7.6) を (評価書に) 追記をしていただくと、環境保全措置に飛散防止措置を行うということも書かれているので、こちらをしっかりと載せていただければ良いと思います。以上です。もしかしたら他の委員から御指摘があるかもしれません。

次に補足資料 22 の建設発生土ですが、私が伺っていることに答えられていない点もあると思っています。まず汚染土壌の話と、それとは別に、汚染されていない建設発生土が、切土をすれば当然出ると思います。汚染土壌は分かりました。汚染されていない土については、全量場内再利用するのか、しないのか、そこが答えられていません。汚染土壌を外に出すのはいいです。汚染されていない土は場内で全量再利用なのですか。これをもう一度お伺いしたいです。

次にこの補足資料 22 の 40 ページ、事業者の見解の 2 段落目の「他の工事現場等」の「等」の受入先ですけれど、「専門の業者」と書かれています。今、残土の不適正な処分が大きな問題になっているので、「専門の業者」というのは一体何を示しているのかをもっと明確にさせていただかないと、不適正処理が懸念されてしまいます。

それからもう 1 つ、場内で再利用可能ではない汚染されていない土がもしあるなら、それはなぜ場内で再利用できないのかを教えてください。あるのか、ないのかも含めてです。

確認をしたい点が 3 点です。よろしくお願いします。

【奥 会 長】 お答えをお願いいたします。

【事 業 者】 基本的には、汚染されていない土砂については全量再利用を考えております。場合によっては、例えば今の現況の中で、湿地帯エリアで含水比が高くて工事の再利用で回せない土もあるかもしれませんので、そういった場合にはどうしても外に出さないといけない、例えば汚泥みたいな形で出さないといけないとすると、専門業者に搬出する可能性があるもので、この表現を入れております。基本的には使える土砂であれば、全て現場内の再利用、どうしても含水比とか諸々で使い道がないものについては、専門のところに搬出する、そのような考えのもとに記載をさせていただいております。

以上になります。

【藤倉委員】 分かりました。

汚染されていない土でも、もちろん土質によってどうしても再利用が不可能なものが出る可能性がある、その場合には適切な業者に搬出をしたいという趣旨だと思います。そうであれば補足資料 42 ページの表 22-1(2)に、準備書からの変更箇所の記載をしていただいています。ここにもう少し詳しく書いていただいた方が良いと思います。表 22-1(2)の赤

字で追記をしていただいたところに不適合の汚染の土壌の話を書いています。書いていただいているが、その赤字の2つ上に「建設発生土は、再利用可能なものは、できるだけ場内利用もしくは他の工事現場等の受入先に搬出します」と書かれています。これは、まず場内で再利用しますというのが薄れていて、「場内利用」又は「他の工事に」となっているの、まずは可能なものは場内で再利用しますと書いて、次に土質の観点から場内でどうしても再利用できないものは他の工事現場に搬出します、と今お答えになった通り、正確に書いていただきたいと思います。この文章だけを見ると、他の受け入れ先あるいは業者に搬出されてしまいそうに思いますので、意見として申し上げます。

補足資料 22 については、私が言いたいのはそこまでなのですが、田中修三委員が手を挙げていらっしゃる。

【奥会長】 田中修三委員は、今の関連で御意見はございますか。

【田中修三委員】 今ではなく1つ前の補足資料 21 の切土する汚染土壌（について）です。

【奥会長】 分かりました。少しお待ちいただいて、今のこちらの補足資料 22 につきまして、藤倉委員からの御指摘に対して、事業者の方ではいかがでしょうか。御回答をお願いいたします。

【事業者】 今、委員からいただいた御意見の形で、表現を変えて訂正させていただきたいと思います。

【奥会長】 では、そちらで御対応をお願いいたします。補足資料 22 はそれで大丈夫ですか、藤倉委員。

【藤倉委員】 補足資料 22 は修正案をお待ちします。

【奥会長】 そうですね。補足資料 23 はどうでしょうか。

【藤倉委員】 補足資料 23 については先によろしいですか。

【奥会長】 はい。

【藤倉委員】 補足資料 23 は 44 ページですね、この修正案でよろしいかと思います。以上で結構です。

【事業者】 ありがとうございます。

それでは田中修三委員をお願いいたします。

【田中修三委員】 それでは、補足資料 21 について質問をさせていただきます。

事業者の見解の上から3つ目の段落に「基準不適合等地点のうち、切土対象となる各区画の面積は 100 m²であり、いずれの地点においても基準不適合等は地表から深度 0.5m までの範囲で確認されている」と書いてあります。それから、そこから5、6行目下、ダイオキシンのところに、「次に、「表層土壌基準不適合地点（ダイオキシン類）」（No. 4）では、切土深さが 1.2m ですが、基準不適合等は地表から深度 0.5m までであるため」と書いてあります。いずれも基準不適合等は地表から深度 0.5 m の範囲だと書いてあるのですが、準備書の 6.7-10 ページの表 6.7.2（土壌汚染調査結果（詳細調査））を見せていただけますか。この表は詳細調査の表なのですが、例えば一番左の第二種特定有害物質調査で、鉛が基準不適合だということです。ここに基準不適合深度は 1 m と書いてあります。また、右端、ダイオキシン類調査では深度 0.05 から 0.2m と書いてあります。（準備書 6.7-10 ページと補足資料 21 の）この数字の違いは何でしょうか。今日の資料ではいずれも 0.5m と書いて

あります。

【奥会長】 数字が異なるようですが、それはどういうことなのかという御質問です。

【事業者】 もう一度、数字の方を確認させていただきます。

【奥会長】 数字を確認していただいて、これも御回答は次回以降ということになりますか。

【事業者】 はい。

【奥会長】 ではこちらの確認をお願いします。

【田中修三委員】 基準不適合深度は鉛が 1m、ダイオキシンは 0.2mということなのですね。それで鉛の方は、実際に切土するのは、0.2 から 0.3mということですので、これは深度 0.5mでも深度 1 mでも、もう汚染部分の表層から 20cm、30 cmを切土とするということで、特に修正しなければいけないということはないのではないかと思います。それから、ダイオキシンの方は、0.2mまでとこの詳細調査の結果はなっているのですが、補足資料では 0.5mだと書いていまして、それで切土量を出して 50 m³と計算をされています。これは安全側で良いのですが、この辺の数字は矛盾のないようにしていただきたいと思います。

ダイオキシンについて、この詳細調査というのは、大体 10 年前ぐらいにされているのですね。10 年前は、深度でいうと 0.2mまでの深さでダイオキシンの汚染が確認されたかもしれませんが、それから既に 10 年経っています。ダイオキシンというのは非常に吸着性が高いのです。土壤コロイドに吸着するわけですが、土壤コロイドに吸着しますと、土壤浸透水の関係で結構移動するのです。特に深さ方向に移動します。この 10 年の間に、もしかしたら 0.2mよりも深い部分にまで移動している可能性があります。従って、そういう意味でも、切土深さが 0.5mなので、0.5mまでを全て汚染土壌とみなして、そういう取扱いをするというのは安全側で、私は結果的には良いと思うのですが、その辺の理屈をしっかりと立てていただきたいと思います。この点はよろしいでしょうか。

【奥会長】 事業者の方、お答えをお願いします。

【事業者】 委員の御指摘の御意見を踏まえまして、0.5mが安全側で、これにするのかも含めまして、もう 1 回見解をお示ししたいと思います。

どうもありがとうございます。

【田中修三委員】 それから、関連事項なのですが、今日の補足資料 38 ページに準備書と準備書からの変更箇所を書いてあるのですが、変更の方を見ても、最後の 2 行ですが、「掘削や発生土の搬出を行う際は、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な措置を講じます」と書いてあります。これはこれで結構なのですが、今回の調査でいくと、その下の（補足資料 38 ページの）表 6.7.6 を見ればわかりますが、鉛で汚染されている No. 1、2、3 は、形質変更時要届出区域になっています。また、この下のダイオキシンとかベンゼンは、これは形質変更時要届出区域ではないのですが、指定区域外の汚染土壌の運搬、移動についても、環境省で取扱指針を出しています。「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針」というのがございます。これを是非参考にしていただきたいと思います。結論から言うと、指定区域以外の汚染土壌であっても、汚染され

ている以上は、指定区域内の汚染土壌の取扱いに準じた形でやることが望ましいというような内容です。それから汚染土壌については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」というのが、同じく環境省で出しています。これは改訂第 4.2 版まで出ていますので新しい第 4.2 版を見ていただきたいと思うのですが、これらを是非参考にして対策を考えて、計画していただきたいと思います。以上でございます。

【奥会長】 ありがとうございます。ただいまのアドバイスにつきましてはいかがですか。

【事業者】 大変参考になりました。こちらのガイドライン等を確認させていただいて、適切に対応していきたいと思います。

どうもありがとうございます。

【奥会長】 ではよろしく願いいたします。

田中修三委員、以上でよろしいですか。

【田中修三委員】 結構でございます。

【奥会長】 ありがとうございます。

他の委員からも御意見や御指摘がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

本日の補足資料以外でも準備書全体を通じて、ありましたらお願いいたします。よろしいですか。挙手されている方はいらっしゃらないようですね。

それでは、本日の補足資料に対しても、またいくつか御指摘、御質問がありまして、事業者の方で整理をして、また次回以降に御説明いただくという点がございましたので、そちらへの対応もよろしく願いいたします。

それでは、他にないようでしたら事業者の方との質疑応答は、本日はここまでとさせていただきます。

事業者の皆様どうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

エ 審 議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。追加の御質問や御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。本件につきましては、次回以降まだこれから御説明をいただかなければならない点が多々残っておりますので、継続審議となります。

本日の審議内容につきましては、後日会議録案で御確認をいただくようをお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定されておりました議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議については終了いたしました。

また、YouTube によるオンライン配信も終了いたします。

資 料 ・家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画が環境に及ぼす影響に係る答申（案） 事務局資料
・（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価

方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料

- ・（仮称）横浜駅みなみ東口地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価方法書に関する検討事項一覧 事務局資料

- ・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料

- ・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料